

預金に関する重要事項のお知らせ

金融商品販売法では、お客様保護の観点から「勧誘方針」の公表と「重要事項」の説明を金融機関に義務づけています。信用金庫の預金に関する「重要事項」は以下のとおりです。信用金庫に預金される際には、預金規定、各説明書のほか事前に重要事項の説明をお受けいただき、内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

1. 国内円預金について

- 預金保険制度の対象となる預金です。
- 預金保険による保護の範囲は次のとおりです。

商品の分類	期間	2005年3月末まで	2005年4月以降
当座預金 別段預金 利息のつかない普通預金		全額保護	利息がつかない等の条件を満たす預金(注1)は全額保護
利息のつく普通預金		全額保護	定額保護(下記参照)
定期預金 貯蓄預金 通知預金 定期積金 納税準備預金		定額保護 合算して元本1,000万円までとその利息(注2)を保護 元本1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることになります。 (金額が一部カットされることがあります。)	

(注1) 次の①～③の条件を満たすもので「決済用預金」といいます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 無利息・・・・・・・・・・・・・・(預金規定で利息がつかないことを定めてあるもの) ② 要求払い・・・・・・・・・・・・・・(預金者がいつでも払戻しをうけることができるもの) ③ 決済サービスを提供できること・・・(公共料金口座引落などのように決済ができるもの) |
|---|

(注2) 「利息」には定期預金の給付補てん金を含みます。

2. 外貨預金について

- 預金保険制度の対象とならない預金です。
- 元本とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることになります。したがって、金額が一部カットされることがあります。
- 外貨預金(先物予約なし)を満期時等に元本やその利息を円貨で受け取られる場合は、為替相場の変動により、場合によっては為替差損が生じるリスク(為替変動リスク)があります。

3. 預金以外の金融商品について

- 債券、投資信託受益証券、保険に関する「重要事項」については、預金と性格・仕組みが異なっており、信用金庫により取扱いも異なりますので、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。

○当金庫からご融資を受けておられるお客様へ

預金証書がお手元にあるご預金は、満期日以降ご自由におつかいいただけます。

ただし、お客様が拘束することを承諾される旨の書面をいただく等、当金庫が拘束の手続きをとった場合、また当金庫が信用金庫取引約定書にもとづきご融資金との相殺をおこなう場合等はこの限りではありません。

ご不明な点がございましたら、窓口にお申し出ください。

◎詳しくは窓口までお問い合わせください。